第十五条第十号を次のように改める。

十　外国信託受益証券、外国信託社債券、外国信託受益権及び外国貸付債権信託受益証券

イ　第六号の二様式第一部から第三部までに掲げる事項

ロ　外国会社届出書及びその補足書類の記載事項のうち、イに定める事項に相当する事項

第十五条第十二号を次のように改める。

十二　外国抵当証券

イ　第六号の四様式第一部及び第二部に掲げる事項

ロ　外国会社届出書及びその補足書類の記載事項のうち、イに定める事項に相当する事項

第十五条第十四号を次のように改める。

十四　外国有価証券投資事業権利等

イ　第六号の六様式第一部から第三部までに掲げる事項

ロ　外国会社届出書及びその補足書類の記載事項のうち、イに定める事項に相当する事項

第十六条第二号を次のように改める。

二　外国投資信託受益証券

イ　第四号の二様式に掲げる事項（同様式第三部の第2から第5までに掲げる事項を除く。）

ロ　外国会社届出書及びその補足書類の記載事項のうち、イに定める事項に相当する事項

第十六条第四号を次のように改める。

四　外国投資証券

イ　第四号の四様式第三部に掲げる事項

ロ　外国会社届出書及びその補足書類の記載事項のうち、イに定める事項に相当する事項

第十七条第一項中「第十五条第五項（」を「第十五条第五項及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を」に改める。

第十八条の二第三項中「訳文」を「日本語による翻訳文」に改める。

第十八条の八第三項及び第十八条の九第二項中「掲げる」を「定める」に、「訳文」を「日本語による翻訳文」に改める。

第十九条の二第一項第二号中「（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下この号において同じ。）」を削る。

第二十四条の二第七項、第二十五条第七項及び第二十七条第二項中「訳文」を「日本語による翻訳文」に改める。

第二十七条の二第二項を削る。

第二十七条の三第三項第一号ホ中「運用状況」の下に「（「(4)　販売及び買戻しの実績」を除く。）」を加え、同号ヘを削り、同項第二号イ中「概況」の」の下に「「(1)　主要な経営指標等の推移」及び」を加え、同号ホ及びヘを削り、同項第三号ホを削り、同号中ヘをホとし、トをヘとし、同項第四号ロ中「4　特定信託財産を構成する資産の状況」を「3　特定信託財産の流動化の仕組み」の「(1)　特定信託財産の流動化の概要」に改め、同項第五号ハを削り、同号中ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、同項第六号イ中「状況」の」の下に「「1　概況」の「(2)　外国抵当証券の基本的性格」」を加え、同項第七号イ中「概況」の」の下に「「(1)　主要な経営指標等の推移」及び」を加え、同号ホ及びヘを削り、同条第四項中「のうち、当該各号に定める事項を日本語によって記載したもの」を「（次項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項各号に定める事項を日本語又は英語によって記載したもの（当該事項を英語によって記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）」に改め、同条第五項第一号中「第三項各号に掲げる様式による有価証券報告書に記載すべき事項のうち、外国会社報告書に記載されていない事項（前項に規定するものを除く。）」を「不記載事項（第三項各号に定める事項を除く。）」に改め、同条第六項中「訳文」を「日本語又は英語による翻訳文」に改める。

第二十七条の四第七項中「訳文」を「日本語又は英語による翻訳文」に改める。

第二十七条の四の二第四項第五号中「訳文」を「日本語による翻訳文」に改める。

第二十七条の八中「（同項に規定する外国において開示をいう。第二十八条の四において同じ。）」を削る。

第二十七条の九第一項中「第二十七条の三第一項、第二項及び第五項（第五号に係る部分に限る。）」を「第二十七条の三（第五項第三号及び第四号を除く。）」に改める。

第二十八条第三項中「訳文」を「日本語による翻訳文」に改める。

第二十八条の三第三項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第一号中「及び「2　ファンドの経理状況」の「(1)　資産及び負債の状況」」を削り、同項第二号中「2　外国投資法人の運用状況」及び「4　外国投資法人の経理状況」の「(1)　資産及び負債の状況」を「1　外国組合等の運用状況」及び「4　外国組合等の経理状況」の「(1)　資産及び負債の状況」を「1　外国組合等の概況」の「(1)　主要な経営指標等の推移」に改め、同条第四項中「であって、当該外国会社半期報告書に記載されていない事項のうち、当該各号に定める項目に記載すべき事項を日本語によって記載したもの」を「（次項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項に定める事項を日本語又は英語によって記載したもの（当該事項を英語によって記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）」に改め、同条第五項第一号中「第三項各号に掲げる様式による半期報告書に記載すべき事項のうち、外国会社半期報告書に記載されていない事項（前項に規定するものを除く。）」を「不記載事項（第三項に定める事項を除く。）」に改め、同条第六項中「訳文」を「日本語又は英語による翻訳文」に改める。

第二十八条の五第一項中「第二十八条の三第一項、第二項及び第五項（第五号に係る部分に限る。）」を「第二十八条の三（第五項第三号及び第四号を除く。）」に改める。

第二十八条の六第四項第四号中「訳文」を「日本語による翻訳文」に改める。

第二十九条第四項中「訳文」を「日本語による翻訳文」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、報告書提出外国会社が外国会社臨時報告書を提出する場合であって次に掲げる書類が日本語又は英語をもって記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

第二十九条の二第一項及び第二項中「第二十四条の五第十五項」を「第二十四条の五第二十項」に改め、同条第四項第四号中「訳文」を「日本語による翻訳文」に改め、同条を第二十九条の三とし、第二十九条の次に次の一条を加える。

（外国会社臨時報告書の提出）

第二十九条の二　法第二十四条の五第十五項に規定する内閣府令で定める場合は、臨時報告書を提出する理由が日本語で記載されている場合その他報告書提出外国会社が臨時報告書に代えて外国会社臨時報告書を提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

2　法第二十四条の五第十五項の規定により外国会社臨時報告書を提出しようとする報告書提出外国会社は、外国会社臨時報告書三通を関東財務局長に提出しなければならない。

第四号の二様式の次に次の様式を加える。

第四号の二の二様式

【表紙】

【提出書類】　外国会社届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　平成　年　月　日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】

【代理人の住所又は所在地】

【事務連絡者氏名】